〇香南香美老人ホーム組合情報公開条例

平成２９年３月２９日

条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、情報の公開について必要な事項を定めることにより、香南香美老人ホーム組合規約（昭和４２年高知県指令４１地第７２５号）第２条に規定する組合市の市民、利用者及び利用者家族等（以下「市民等」という。）の知る権利を保障するとともに、公正で民主的な組合運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　実施機関とは、香南香美老人組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘等並びに養護老人ホーム白寿荘及び指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘等の設置及び管理に関する条例（昭和４２年条例第８号）第１条に規定する事業所、監査委員及び議会をいう。

（２）　情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録その他これに類するものから出力されたものであって、実施機関が定める文書管理及び事務の処理等に関する手続を終了し、当該実施機関が管理しているものをいう。

（３）　情報の公開とは、実施機関が、この条例の規定により、情報を閲覧及び視聴に供し、又は情報の写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、市民等の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人の尊厳を守るため個人に関する情報が最大限に保護されるように努めなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないようにしなければならない。

（請求権者）

第５条　何人も、実施機関に対して、情報の公開を請求することができる。

（公開しないことができる情報）

第６条　実施機関は、公開請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている情報については、当該情報の公開をしないことができる。

（１）　法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに公開することができないとされている情報

（２）　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ　公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ　法令等の規定に基づく許可、認可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ　その個人が公務員（国家公務員法(昭和２２年法律第１２０号)第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、その情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、その情報のうち、その公務員の氏名、地位及び職務に関する情報

（３）　法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ　人の財産又は生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ　ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして公開することが公益上必要であると認められる情報

（４）　公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの

（５）　組合と国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、組合と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

（６）　組合の機関内部又は組合と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報及び決裁・供覧等の手続が終了していないものであって、公開することにより、その事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められるもの

（７）　組合又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報及び決裁・供覧手続が終了していないものであって、公開することにより、その事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの

（８）　公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から組合の機関へ提供された情報であって、その個人又は法人等の承諾なく公開することにより、その個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報のうち、公開しないという条件に合理的な理由があると認められるもの

（部分公開）

第７条　実施機関は、公開の請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、情報の公開を求める趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて、情報の公開をするものとする。

（情報の公開の請求方法）

第８条　情報の公開を請求しようとするものは、その請求に係る情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

（１）　請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（２）　その請求に係る情報を特定するために必要な事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

（情報の公開の決定等）

第９条　実施機関は、前条に規定する請求があったときは、請求のあった日から起算して１５日以内に、請求に対する情報の公開をするかどうかの決定を行わなければならない。

２　実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかにその延長の理由及び決定を行える時期を書面により通知しなければならない。

３　実施機関は、第１項の決定を行ったときは、速やかに決定の内容を請求者に書面をもって通知しなければならない。

４　実施機関は、第１項の規定により、情報の公開をしない旨の決定（第７条の規定による情報の公開の決定を含む。）を行ったときは、その理由を前項の書面に記載して、通知しなければならない。この場合において、その情報に記録されている情報が期間の経過により公開できることが明らかであり、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を付記しなければならない。

５　実施機関は、第１項に規定する決定を行う場合において、その決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、その情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

（情報の存否の有無に関する情報）

第１０条　公開請求に対し、その公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、その情報の存否を明らかにしないで、その公開請求を拒否することができる。

２　実施機関は、前項の規定により情報の存在の有無を明らかにしないときは、公開請求があった日から起算して１５日以内に、その旨を決定し、公開請求者に対し、速やかにその理由を付記した書面により通知しなければならない。

（情報の公開の実施）

第１１条　実施機関は、第９条第１項の規定により、情報の公開をする旨の決定（第７条の規定による情報の公開の決定を含む。）を行ったときは、請求者に対し、速やかにその情報の公開をしなければならない。

２　前項の情報の公開は、第９条第３項の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、情報の公開をすることにより、その情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、第７条の規定による情報の部分公開をするとき、その他相当の理由があるときは、その情報を複写したものにより、情報の公開をすることができる。

（費用負担）

第１２条　前条の規定による情報の公開に係る手数料は、無料とする。

２　請求者が、情報の写しの交付又は送付を求めたときにおけるその情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者が負担しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第１３条　第９条第１項及び第１０条第１項に規定する決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第１４条　実施機関は、第９条第１項及び第１０条第１項に規定する決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査請求があった日から起算して１５日以内に次条第１項に規定する香南香美老人ホーム組合情報公開審査会に諮問しなければならない。

（１）　審査請求が不適法であり、却下する場合

（２）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

３　実施機関は、香南香美老人ホーム組合情報公開審査会から答申があった場合は、その審査請求について答申があった日から起算して７日以内に裁決し、審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

（香南香美老人ホーム組合情報公開審査会）

第１５条　前条第１項に規定する実施機関の諮問に応じて審査するため、香南香美老人ホーム組合報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

３　審査会は、５人以内の委員をもって組織する。

４　委員は、情報の公開に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者のうちから組合長が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

６　審査会は、審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、関係実施機関の職員その他関係人に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

７　審査会は、前条第１項の規定により諮問があったときは、その諮問があった日から起算して３０日以内に答申するよう努めるものとする。

８　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

９　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の制度との調整）

第１６条　この条例は、他の法令等により、閲覧若しくは縦覧又は情報の謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合については、適用しない。

（情報提供施策の充実）

第１７条　実施機関は、その管理する情報の公開のほか、情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（文書検索目録等の整備）

第１８条　実施機関は、情報の検索に必要な文書目録を作成し、閲覧に供するものとする。

（実施状況の公表）

第１９条　組合長は、毎年度1回、この条例の規定に基づく情報の公開の実施状況について、公表するものとする。

（委任）

第２０条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する